

事前評価書

<p>1 事業名 特定農業用管水路特別対策事業</p>	<p>地区名・路線名等 東境西岡地区</p>
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 位置 刈谷市、豊田市</p> <p>(2) 規模・内容 用水路工 L=3.9km</p> <p>(3) 事業期間 平成 23 年度から平成 28 年度</p> <p>(4) 事業費 231 百万円</p>	
<p>3 必要性</p> <p>本地区の用水路は昭和 36 年にパイプライン化されたが、当時は経済性・施工性の観点から石綿セメント管で施工された。しかしながら近年において施設の老朽化に伴う破損等もみられ、将来的に農業者等の健康を害するおそれも懸念されている。このことから、石綿セメント管を塩ビ管等に更新することにより、農業経営の安定を図るとともに石綿に起因する影響を未然に防止するものである。</p>	
<p>4 事業効果</p> <p>(1) 評価期間 46 年</p> <p>(2) 基準年度 平成 22 年度</p> <p>(3) 基準年における総費用 (C) 348,388 千円</p> <p>(4) 基準年における総便益 (B) 912,677 千円</p> <p>(5) 便益の内訳 作物生産効果, 品質向上効果, 営農経費節減効果, 維持管理費節減効果</p> <p>(6) 費用対効果 (B/C) 2.61</p> <p>(7) その他 特になし</p>	
<p>5 事業をめぐる社会情勢</p> <p>平成 17 年 7 月に施行された「石綿障害予防規則」により石綿を含有する製品から石綿を含有しない製品に代替えすることが事業者 (所有者、管理者) の責務とされている。</p>	
<p>6 その他特記事項</p> <p>特になし</p>	